

菊川市不妊症治療費助成事業のご案内

～ 令和4年4月1日から令和7年3月31日までに開始した治療について ～（令和7年度版）

菊川市では少子化対策の一環として、不妊治療を受けられたご夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成しています。

助成の条件

以下の条件にすべてあてはまる方

- 市税等の滞納がないこと。
- 申請日の1年以上前から、夫婦の一方または両方が菊川市民であること。
- 国内の医療機関において不妊症と診断され治療を行っていること。

助成対象となる治療費用

医師が不妊症と診断した治療（治療を実施した場合の検査を含む）のうち保険適用外の費用

※ 静岡県不妊治療費（先進医療）補助金を受けた場合、助成対象となる費用から差し引きます。

〈助成の対象とならない費用〉

- ・ 差額ベッド代、診断書、病院までの交通費など、治療に直接関係ない費用
- ・ 他都道府県、他市区町村で助成を受けた治療費

助成額や回数

- 同一のご夫婦に対して1回の申請あたり治療費合計の2分の1の額（上限10万円）
ただし、他の助成を受けた方は、その金額を差し引いた額の2分の1

- 助成回数は5回まで

過去に菊川市からの助成を受けたことがある方は、その回数を含みます。

令和3年度までの助成は年度で1回とし、令和4年以降の助成については、その申請回数を数えます。

例) 平成31年度、令和2年度（年度内2回申請）の助成金を受けた → 2回（残りは3回）

令和3年度、令和5年度（年度内2回申請）の助成金を受けた → 3回（残りは2回）等

提出書類など

- ① 市不妊症治療費助成金交付申請書
- ② 市不妊症治療受診等証明書（主治医が記入）※
- ③ 治療を受けた医療機関発行の領収書原本（コピーして返却します）
- ④ 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（6か月以内のもの、コピー可）
- ⑤ （必要な方のみ）事実婚関係に関する申立書
- ⑥ 治療を受けた方の健康保険証（窓口にてコピーをいただきます）
- ⑦ 口座振込依頼書
- ⑧ 申請者名義の口座番号が確認できるもの（預金通帳やキャッシュカード等）
- ⑨ 請求書
- ⑩ 静岡県不妊治療費（先進医療）補助金を受けた場合、県の交付決定通知書

※ 複数の医療機関を受診している場合は、それぞれの医療機関の証明書及び申請が必要です。

＜裏面もご覧ください。＞

申請方法・申請期限

申請は、治療終了日（※）の属する年度末の3月31日まで（土日祝日の場合は、31日より前の平日）に、提出申請書類をそろえて子育て応援課（プラザけやき）へ提出してください。

ただし、静岡県不妊治療費（先進医療）補助金を受ける場合、治療終了日と当該補助金の交付決定通知の日の属する年度が異なるときは、県の交付決定通知の日から90日以内に、提出申請書類をそろえて子育て応援課（プラザけやき）へ提出してください。

※ 「治療終了日」とは、不妊治療受診等証明書の「治療期間」の最後の日を指します。

令和7年度の申請期限は、令和8年3月31日（火）です。

★ 治療開始日によって、対象となる不妊治療費助成制度が異なります。

「きくすく妊活サポート事業説明会」にて市の助成制度について説明し、申請書をお渡ししますので、お申込みください。

▼申し込みはこちら



問合せ先

子育て応援課こども保健係（プラザけやき内）

電話番号 0537-37-1136